那覇市上下水道局公告第 19 号
平成26年6月18日

制限付一般競争入札(事後審査方式)の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱(以下「要綱」という。)に基づき、制限付一般競争入札を実施する。

よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市上下水道局契約事務規程第5条第1項及び要綱第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

※本案件は、那覇市役所都市計画部契約検査課で取り扱う案件となります。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁 長　聡

1 入札に付する事項

1	**件　　名**	国道507号第5次配水幹線布設替工事
2	**業　　種**	代表者;水道施設工事業　構成員;水道施設工事業
3	**工事場所**	国場地内
4	**工　　期**	着手の日から平成27年2月10日まで
5	**① 目的**	配水管を技術的基準に適合するよう耐震化し、安定供給を図る。
	② 概要	DIP(NS形・GX形):φ200㎜L=7.1m・φ250㎜L=31.5m・φ700mmL=311.3m、仕切弁3基、ﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁1基、空気弁1基、消火栓1基、磁気探査一式
6	**予定価格**	¥127，200，000(消費税を含まない)
7	**最低制限価格**	設定する。(予定価格の7／10～9／10の範囲で設定し、開札後公表する。)

2 入札参加資格共通要件

1	施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。
2	公告日から落札決定予定日までの間に、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第11条第1項に規定する指名停止の措置及び那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者。
3	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市上下水道局に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
4	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者。(公告日の3ヶ月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
5	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者。**(下請業者も同様とする。)** 那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、<u>当該下請負契約を直接に発注した相手方に</u>、自分(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。 ※全ての下請負業者には、<u>一人親方、日雇労働者を含む。</u> ※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を契約担当課へ提出しなければならない。
6	開札日を基準とし過去1年間に、那覇市上下水道局工事成績評定要領第8条に規定する工事成績評定通知書で、水道施設工事業の評定点が60点未満でない者。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、入札参加資格共通要件6を満たしているものとする。
7	落札決定予定日において有効な建設業の許可を受けている者。
8	開札日において有効な経営規模等評価結果通知書(いわゆる経審)を受けている者。

3 入札参加資格個別要件

1 登録名簿	那覇市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱第2条第1項第1号に規定する平成25･26年度の水道施設工事業者格付名簿に登録のある者。
2 業種･格付	[那覇市上下水道局 水道施設工事業者格付名簿] 業種;水道施設工事業 格付;A等級 [那覇市上下水道局 水道施設工事業者格付名簿] 業種;水道施設工事業 格付;A等級又はB等級
3 営業所	那覇市内に本店を有する者。
4 配置技術者	共同企業体の代表者 ・主任技術者は、次の資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1級土木施工管理技士 共同企業体の構成員 ・主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1級土木施工管理技士　・2級土木施工管理技士 ※現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。 ※主任技術者は、請負金額が2,500万円(建築工事の場合は5,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。 ※下請契約金額の合計額が3,000万円(建築工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、共同企業体代表者は監理技術者を、その他の構成員は主任技術者を専任で配置できること。 ※現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ※現場代理人および主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。「恒常的な雇用関係」とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。 **※営業所の専任技術者は主任技術者･監理技術者にはなれない。**
5 その他	・全ての構成員が電子入札登録業者であること。 ・共同企業体の代表者(出資比率60%)は、水道施設工事業において各付けA等級(ランク)の者であること。 ・共同企業体の構成員(出資比率40%)は、水道施設工事業において各付けA又はB等級(ランク)の者であること。

4 落札制限(全構成員が次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。)

① 開札日前30日以内に、契約検査課で執行する那覇市上下水道局又は那覇市発注(以下「那覇市発注」という。)の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
② 複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。
③ 那覇市発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。
④ 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
⑤ 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日(審査合格通知書の通知日)以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
⑥ 同一現場の工事での落札は1件のみとする。〔本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事(現場が複数箇所ある工事を除く。)がある場合は、本案件を落札することはできない。〕

5 発注図書

閲覧期間	平成26年6月18日(水)10:00 ～ 平成26年6月27日(金)17:00 **※上記閲覧期間内に閲覧してください。**
閲覧場所	【入札情報公開システム】上の「発注情報の検索」に公開する。 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html

閲覧方法

①パスワードの入手及び発注図書をダウンロード(発注図書ダウンロードの手引き を参照。)

【電子入札システム】上で、調達案件概要の[条件2」欄にパスワードを掲載してあります。
※【局ホームページ】上の、パスワードの取得(電子入札参加者)参照。(発注図書ダウンロードの手引きに収納)

②以下の発注図書をダウンロード(発注図書ダウンロードの手引き を参照。)

①公告文(PDFﾌｧｲﾙ)
②電子入札者用入札図書(Excelﾌｧｲﾙ)；工事費等内訳書

③設計図書等(PDFﾌｧｲﾙ)	④落札候補者用図書(Excelﾌｧｲﾙ)
01位置図	入札参加資格審査申請書(共同企業体用)
02特記仕様書	配置予定技術者届
03設計図面	実務経験証明書
04数量総括表	略歴書
05環境配慮仕様書	手持工事の状況届(全構成員)
06建設工事等内容質問書	
07ﾘｻｲｸﾙ関連書類	

	⑤共同企業体資格審査申請書等(Ward・Excelﾌｧｲﾙ) 建設工事共同企業体資格審査申請書 建設工事共同企業体協定書(甲) ※パソコンの不具合等により設計図書等がダウンロードできない場合、又はICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、上記閲覧期間内に連絡すること。(末尾、問い合わせ先参照)
質問期間	平成26年6月18日(水)10:00 ～ 平成26年6月27日(金)17:00
質問方法	建設工事等内容質問書(設計図書等に収納)を下記へファックスすること。 ※質問がなければ不要。 ●Fax先: 工務課 ファックス番号;098－941－7827
回 答	平成26年6月30日(月)17時15分までに回答書を 【入札情報公開システム】 に掲載する。

6 共同企業体資格審査申請書等の提出

共同企業体資格審査申請書等の提出	本案件に入札参加を希望する者は入札の前に次の①②の書類(以下、共同企業体資格審査申請書等という。)を持参により提出すること。なお、下記期限までに提出しない者はこの競争入札に参加することはできない。 ①建設工事共同企業体資格審査申請書 ②建設工事共同企業体協定書(甲)のコピー 提出期限 **平成26年7月3日(木) 15時** 提出場所 那覇市役所 本庁 9階 契約検査課(上下水道担当) 提出時間 9時～12時及び13時～17時までに持参(但し、提出期限の日は15時まで) 部 数 各1部 ※「共同企業体資格審査申請書等」①②の様式は、発注図書ファイルに掲載する。 **※「建設工事共同企業体協定書(甲)」は発注図書ファイルに掲載の「共同企業体名称等に関する注意事項」を参照し作成すること。**
共同企業体資格審査結果通知書	共同企業体の資格審査を行い、その合否の結果を共同企業体の代表者(ICカード登録されているメールアドレス)宛メールにて通知する。 ※共同企業体登録の提出書類の訂正、差替え、取り下げ等は、結果通知までの間は可能とする。 審査結果通知日 平成26年7月7日(月) 10時頃

7 入札

期間	**入札期間** (土日、祝日を除く) **平成26年7月9日(水)09:00～平成26年7月11日(金)14:00** **※入札期間にご注意ください**
方法	**【電子入札システム】上で入札書に金額を入力、工事費等内訳書はファイルとして添付する。** ※発注図書ファイルに掲載の「共同企業体名称等に関する注意事項」を参照し**共同企業体の代表者のICカード**で入札すること。 ※操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照。
内訳	・入札書(【電子入札システム】上で入力) ・工事費等内訳書(電子入札者用入札図書に収納)
注意事項	入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。 失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は無効となる。 ※ 共同企業体の代表者のICカードが利用できないときは、契約検査課上下水道担当に問い合わせてください。

8 入札書の不受理・無効

那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得（以下「心得」という。） 第13条の規定に該当する場合は不受理とする。また、第14条の規定各号のいずれかに該当する場合は無効とする。 ※【局ホームページ】に掲載しています。ご参照ください。 ※入札時に、失効したICカード（実際の代表者、商号、住所が異なるもの）で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。 ※「共同企業体名称等に関する注意事項」を参照。 **共同企業体の表示がない入札書は単体での入札とみなされ無効となる。**

9 開札

開札日時	平成26年7月14日（月）10:00
開札場所	那覇市役所　9階　契約検査課入札室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

10 入札参加資格審査書類

開札後、落札候補者となった者は、その連絡を受けた日の翌営業日までに以下の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければなりません。この審査による不適格者との契約は行いませんのでご了承ください。

通知方法	【電子入札システム】で落札候補者決定通知書を送信する。
提出期限	落札候補者決定通知書で指定された期日。
提出方法	【電子入札システム】でファイルを添付又は那覇市都市計画部契約検査課（上下水道担当）へ紙で提出。 ※　電子入札システムで提出が可能なファイル数は10個、合計2Mまで。それ以上になる場合には、紙で提出すること。
局様式	入札参加資格審査申請書（共同企業体用） 配置予定技術者届 実務経験証明書 略歴書 手持工事の状況届（全構成員）
その他	建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し（全構成員） 経営規模等評価結果通知書（いわゆる経審）の写し（全構成員） 専任技術者証明書等の写し（全構成員）

11 落札者の決定

落札決定予定日	平成26年7月17日（木）
落札決定の方法	開札後、入札参加資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 「心得」第8条から第12条を参照すること。
落札結果	【入札情報公開システム】に掲載する。

12 入札保証金、契約保証金、支払条件

1 入札保証金	免除する。
2 契約保証金	契約金額の100分の10以上。
3 前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用（契約金額1千万以上かつ工期120日以上の工事）の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
4 部分払	適用する。（那覇市上下水道局契約事務規程第59条の規定回数。）

13 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

14 その他

提出された関係書類は返却しない。
公共交通機関利用促進のため那覇市役所本庁舎駐車場は有料となりますので、ご了承ください。
台風等により路線バスの運行が停止し、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期することがある。延期後の日時は追って那覇市上下水道局ホームページ上に掲載する。

15 問い合わせ

1 この公告・入札・開札・契約に関すること　※那覇市役所 都市計画部 契約検査課内 上下水道事業担当
那覇上下水道局　総務課契約検査係　　担当;宮里
電話番号;098－917－0345　　ファックス番号;098－951－3254

2 資格要件に示す資格関係及び設計図書の内容に関すること
那覇上下水道局　工務課　　担当;松本　頼彦
電話番号;098－941－7807　　ファックス番号;098－941－7827

3 電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページ（電子入札システム、入札情報公開システムの入口）
http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html
で公開されている
一般競争マニュアル、入札情報公開システム操作マニュアルやよくある質問と回答
を参照し、なお不明な点があれば下記の電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。
［電子入札統合ヘルプデスク］
電話（0570)021-777（平日　9:00-12:00　13:00-17:30）
E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com